

議案第5号 追加説明資料

議案第5号

「八幡浜市市税条例等の一部を改正する条例の制定について」

○主な改正点

消費税率引上げ時期（平成29.4→平成31.10）の変更に伴う措置

- 1 個人住民税の住宅ローン控除制度の2年延長（平成22～31年度→平成22～33年度）
- 2 軽自動車税の環境性能割の導入時期の変更（平成29.4→平成31.10）
- 3 軽自動車税のグリーン化特例の1年延長
- 4 法人税割の税率引下げ（12.1%→8.4%）時期の変更（平成29.4→平成31.10）

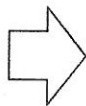
条 例	対応する法令	改正の概要
附則第7条の3の2	法附則第5条の4の2	個人住民税における住宅ローン控除制度の適用期限の延長 （居住開始期限：平成31年度→平成33年度） （適用期限：平成41年度→平成43年度）
平成28改正 第1条中 附則第16条 【軽自動車税の税率の特例】	平成28改正法 第1条の2中 附則第30条	軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の1年延長に係る規定の整備 （平成29年4月1日施行）
平成28改正 第1条の2中 附則第16条 【軽自動車税の税率の特例】	平成28改正法 第2条中 附則第30条	軽自動車税の環境性能割の導入の時期が変更となったことに伴う規定の整備 （平成31年10月1日施行）
平成28改正 附則第1条 【施行期日】	平成28改正法 附則第1条	法人税割の税率引下げ及び軽自動車税の環境性能割の導入の時期が変更となったことに伴う施行期日の変更 （H29.4.1→H31.10.1）
平成28改正 附則第2条の2 【市民税に関する経過措置】	平成28改正法 附則第17条②	法人税割の税率引下げの時期が変更となったことに伴う規定の整備 （H29.4.1→H31.10.1）
平成28改正 附則第3条の2 【軽自動車税に関する経過措置】	平成28改正法 附則第19条の2	軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の1年延長に係る経過措置の新設 （平成29年4月1日施行）
平成28改正 附則第4条 【軽自動車税に関する経過措置】	平成28改正法 附則第20条	軽自動車税の環境性能割の導入の時期が変更となったことに伴う適用年度の変更 （平成29年度→平成31年度）

市税条例等の改正の構成

(市税条例の一部改正)

第1条 八幡浜市市税条例(平成17年条例第55号)の一部を次のように改正する。
個人住民税における住宅ローン控除制度の適用期限の延長に係る改正

附則 第7条の3の2 ・居住開始年 31年まで ・適用期限 41年まで
--



附則 第7条の3の2 ・居住開始年 <u>33年まで</u> ・適用期限 <u>43年まで</u>
--

(市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 八幡浜市市税条例等の一部を改正する条例(平成28年条例第22号)の一部を次のように改正する。

※ この部分の改正は、内容の改正ではなく、施行期日の変更の必要がある部分を第1条で削り、それをそのまま第1条の2として新たに規定したもの。

6月定例会市議会(専決内容)	3月定例会市議会(改正案)
<p>市税条例等の一部を改正する条例 (平成28年条例第22号)</p> <p>第1条 市税条例(平成17年条例第55号)の一部を改正 《主な改正点》 ①延滞金計算期間の見直し ②法人税率の引き下げ ③軽自動車税の見直し(種別割・環境性能割) ④固定資産税の見直し(わがまち特例)</p> <p>附則 (施行期日) 平成29年1月1日 平成29年4月1日</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>第1条(議案書P36~53) 平成29年4月1日施行予定であった②③の一部改正部分を全て削除することで、改正前の状態とする。</p> <p>※附則第16条のみ例外(議案書P51~53)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>第1条の2(議案書P54~63) あらためて第1条の2を加えることで、施行期日変更の改正を行う。 平成31年10月1日施行部分として新たに規定</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>附則(議案書P63~64) (施行期日) 平成29年1月1日 平成29年4月1日 <u>平成31年10月1日(第1条の2)</u></p> </div>